

「やす市議会だより」No.77の訂正とお詫びについて

「やす市議会だより」No.77（令和6年2月1日発行）の18ページ下段に掲載しました環境経済常任委員会の報告の中で、正しくは「占用料」と記載すべきところを「占有料」と誤って記載しておりました。訂正いたしますとともにお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

環境経済建設常任委員会

議第132号 野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例

問 今回占用料が上がったものと下がったものがあるが、根拠はあるのか。

答 国が改正された道路法施行令の価格を準用している。野洲市は市町村所在区分3級地である。3級地における価格を引用しており、内部まで精査していない。

問 国の鑑定で基準価格は上がっているのに、占用料が下がっているのは矛盾していないか。

答 野洲市として、全てを再評価したところ約7万円増額になっている。項目により上がったもの、下がったものがあるが、中身については承知していない。

問 露店・商品置き場その他これに類するもので、祭礼等に際して一時的に設けるものは占用料が規定されている。例えば行畑地蔵祭りなどは、以前から地元の要望

により占用料を徴収していなかった。今もそれが続いていると推定するがどうか。

答 詳細は把握していない

議第133号 和解について

問 野洲市妙光寺地先の砂川廃川敷跡の不法占有に係る建物の取去、土地の明け渡し等について、今回取去された建物の近接地にまだ係争中の建物があるが、現在の状況、見通しはどうか。

答 係争中につき、詳細は差し控えるが、全面的に争っている状況である。令和3年11月1日から2年間に13回公判が行われている。相手方は建物の取去に応じず、まだ見通しは立っていない。

その他

議第134号 区域外道路（守山市道）の認定に関する承諾について
について審査したが、質疑、委員間討議はなかった

審議結果

特集

一般質問

委員会報告

